

# ヴェトナム黎朝初期の紅河下部デルタ

八尾 隆生

## はじめに

ヴェトナム黎朝創業の第一の功臣阮鷹の遺業『抑齋集』には輿地志（巻6）が収められている。嗣徳21年（1868）序刊本には、彼と同時代の文臣李子晋<sup>1)</sup>の「通論」が付載されているが、彼はその中で当時の京師ハノイをとりまく紅河デルタ4承宣（海陽・山西・山南・京北）の風俗や人となりについて、短いながらも以下の様な興味深い寸評をおこなっている。

### 海陽

海陽，土饒人悍，時平則順化，時乱則硬化。丁・李以来為然。鎮撫之任，不可不揆也。

### 山西

山西，人淳俗朴，雖更擾乱，未嘗為硬。

### 山南

山南之地乎，衍埜，殷田穀之宜・人工之修，過於諸路。歷朝養兵之費，皆資焉。

### 京北

京北，民人犷悍，雖太平亦嘗硬化。臣昔為本道行遣，條上辺事，請増防秋之兵。彼は初期黎朝以前のことについて語っているのだが、その後の政局を概観した際、この寸評があたかも予言であるかの如くよく符合していることに気がつく。

黎朝初期に海陽地方の人士がよく活躍したことは既に前稿〔八尾 1989〕で述べた。また第8代威穆帝の暴虐、簡脩公（後の襄翼帝）の反撃、陳高の反乱及び京師陥落、莫登庸の篡奪と続く16世紀前半の大混乱の中で、京北や山西の地でも様々な勢力が勃興し、離合集散を繰り返した。そんな中であって比較的平穏を保ったのが山南地方である（ただし京師付近は別）。「歴朝養兵の費，皆焉に資す。」とある様に、山南地方は13道承宣の中で最も多くの人口を抱え、農業生産も最大で黎朝政権の財政的基盤となっていた。南方チャンパ親征を前にして聖宗が山南承宣使に下した以下の様

な勅諭は明確にそのことを示している。

勅諭天長府承宣使曰、「制乱莫先用武，強兵固在足糧。勅至，爾等增徵軍色吏員生徒等項，每人米十五筒，黃丁・老人米十二筒，糞所收又蒸為熟米，勿淹時日，通納使司。該官起造草舍，驗糞量入，具本奏聞。敢有逋逃，定為斬首。」（『大越史記全書』）〈以下『全書』〉12 洪徳元年〈1470〉9月の条）

チャンパ戦を前に、強兵のもとたる糧秣の確保を天長（＝山南）承宣使に命じたものだが、山南承宣にのみこれを命じたことに大きな意味があろう。無論、山南地方がチャンパ攻撃への順路にあたるためとこれを解することも可能ではあるが、その先にある南方消化や父安には同様の勅諭は出されていないこと、一方で兵力の動員に関しては全国規模でおこなわれていることを考え合わせれば、山南地方が「国庫」として認識されていたことを見逃すわけにはいかない。では国家からは「国庫」とされる一方で、この地方（京師付近を除く）は黎朝政権にさほどの影響力を行使していない、このアンバランスは何に起因するのであろうか。筆者は当時のその地方の開発状況に一因があると考ええる。一連の紅河デルタ開発史研究を発表してきた桜井由躬雄氏は、近稿〔桜井 1989〕において山南地方の北半たる紅河西氾濫原の開発について論じられた。それと呼応するわけではないが、本稿ではその南半たる下部デルタ地方<sup>6)</sup>について考察を加える。山南地方の中でも上記のアンバランスが最も明瞭に現われていると考えられるからである。ただ、農学・地理学・水理学・土木工学等全ての面で養養のない筆者の論述は、先学の研究に比べればまさに児戯に等しいものと言わねばならない。忌憚なき御批判をいただければ、皇外の幸である。

## I 陳朝期のデルタ開発と土地所有関係

ヴェトナム陳朝期の研究に関しては、近年ヴェトナム本国においても盛んになり、〔VSH 1981〕となって結実した。日本においても前記桜井氏の研究や桃木至朗氏の研究〔桃木 1982; 1983〕がある。しかし、実際に使用できる史料は僅かであり、ましてデルタ開発という社会経済史に関する史料は、〔Trần Thị Vinh 1981〕〔陳 1988〕〔桜井 1989〕がほぼ網羅しており、ほとんど付け加えることもないほどののだが、まず先行研究を整理し、当時のデルタ開発の2つのタイプと、土地所有との相関関係を考察してみたい。

桜井氏によれば、デルタ開発は李朝末期には作付け品種の選択といった「農学的適応」が限界に達し、陳朝期には「工学的適応」の段階に入っていた（〔桜井 1980A; 1980B; 1987A〕など）。具体的には堤防の構築等によってデルタ開発が進められたわ

けであるが、それに関する史料として誰もが引用する有名なものとして、「鼎耳堤」に関するものと、「防潮堤」に関するものがある。

まず「鼎耳堤」について、『全書』5 天応政平17年(1248)3月の条には

令諸路築堤防水，名曰鼎耳。自源頭至海岸，以遏洪水漲溢。置河堤正副使管督之。所築之処，視民田地，度其所築，依価還錢。鼎耳之築，自此始。

とある。桜井氏は〔桃木 1983〕によって築堤の受命単位である「路」<sup>5)</sup>が、地形区分上のかなり大きな単位であったことを強調する。つまり鼎耳堤が村落といった小共同体の個別的産物ではなく、その上部組織たる国家の役割を重視し、紅河右岸の西氾濫原が高度に国家によって再開発されたことを論じている〔桜井 1989: 295-296〕。解釈に議論のある「所築之処，視民田地，度其所築，依価還錢」の理解も，統一的視野からおこなわれた築堤事業によって破壊された民田に賠償金を支払うとする氏や Vinh 女史の解釈〔Vinh 1981: 132-133〕が妥当であろう。「鼎耳」の名の由来やその形態について桜井氏と意見を異にする陳荆和氏も，この堤の構築がヴェトナム治水史上画期的な意義をもつとしている<sup>6)</sup>〔陳 1988: 250〕。

これと並んで，陳朝期の水利事業として有名なのが「防潮堤」の建設と「田庄」の成立である。『全書』5 紹隆9年(1266)冬10月の条には

詔王侯・公主・駙馬・帝姫，招集漂散無産人為奴婢，開墾荒閑田，立為田庄。王侯有庄，突自此始。

とあって，陳朝宗室などに田庄経営が許されたことが知れる。これだけでは具体的な経営形態や立地条件などについては不明である。だが，『同』8 光泰10年(1397)6月の条に

詔限名田。大王・長公主田無限，以至庶民田十畝，多者許從便贖罪，貶黜亦如之。余者上進入官。初，宗室諸家，每令私奴婢於瀕海地築堤堰障鹹水。二・三年後，開墾成熟，互相嫁聚居之，多立私庄田土。故有是命。

とあることから，この私田庄が私奴婢によって築かれた防潮堤を有し，鹹水の溯上してくる瀕海の地にあったことが知れる。桜井氏は，このことからこうした田庄が多く新デルタ強感潮帯に属す南策地方や，沿岸砂丘列の続く下部デルタに存在したと推定している〔桜井 1980: 627-631〕。一方桃木氏も，陳朝宗室がハノイを都としつつも，もとの勢力基盤である紅河下流域を重視していたことの一証拠として，行政区画上の重点地域である「府」が，南方の清化・臨平(クアンビン・クアンチ省)及びダー河を除いた残りの5つ(建昌・竜興・天長・建興・長安)が全て同地域に集中していた上流の羈縻地名太平のことを指摘している〔桃木 1982: 99-100〕。Maspero氏がバン

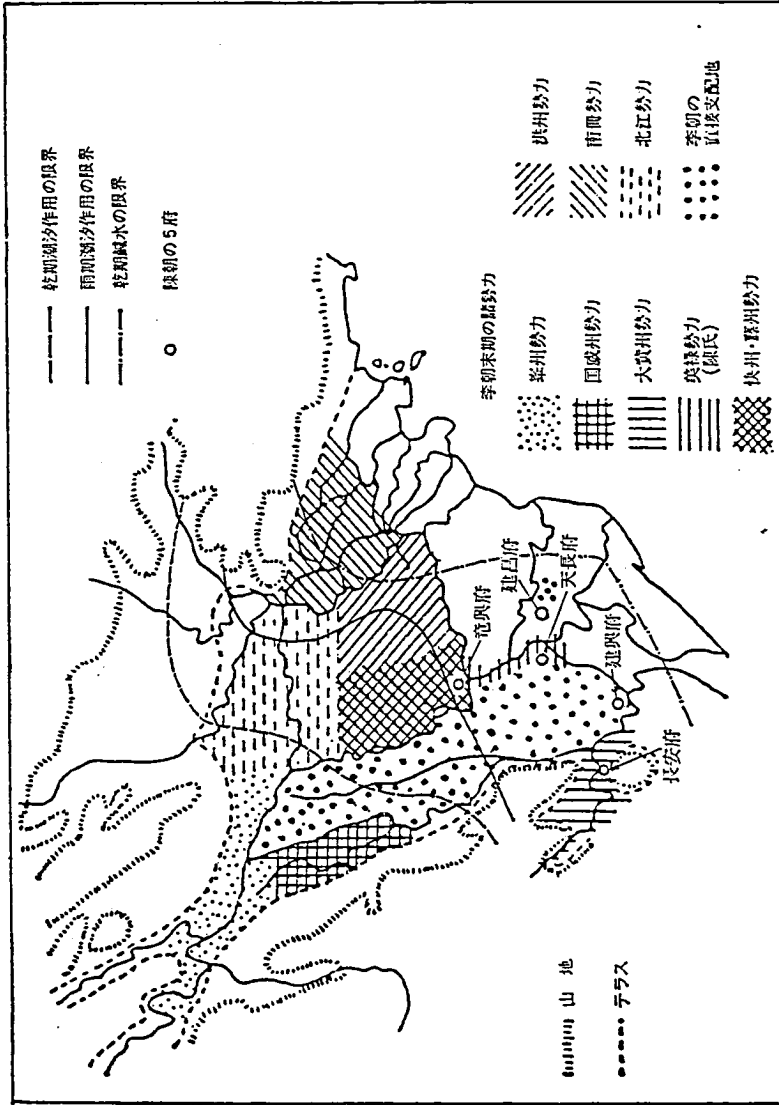
ブー運河（海潮江）以南（すなわち下部デルタ）に唐代以前の古地名を発見することが出菜<sup>7)</sup>〔Maspero 1910: 付地図〕、また李朝期に入ってもその地名がほとんど史料に現れなかった<sup>8)</sup>下部デルタに、その北辺から陳朝宗室が奴私牌を用いて個別に海岸地方に向かって田庄開発を始めたという状況が考えられるのである（地図1参照）。

ではこうした2タイプの開発が進む中であって、当時の田土所有関係はどうだったのであろうか。ヴェトナム本国でも〔Vũ Huy Phúc 1981〕が李陳朝期の田土を國家所有田・村落所有田・私人所有田の三種に区分する試みを示し、また李陳朝期が前封建的アジアの生産様式段階であるとする〔Lê Kim Ngân 1981〕の説と、封建的土地所有段階であったとする〔Trưông Hũu Quỳnh 1981A〕の説の対立があった（ただしQuỳnhは〔1981B: 58-62〕では、李陳期は封建化が萌芽・進行した時期で、その完成は15世紀に入ってからだと自説を変えている）。この論争については〔桜井 1987B: 29-32, 71-74〕及び〔日隈 1983〕に詳しいが、当時國家的土地所有と私的所有が並存し、後者が発展傾向にあったとする点では意見が一致している。この土地所有関係と前述2タイプのデルタ開発との相関について、桜井氏の見解は実のところゆれている。氏は、田庄を農奴的経営に極めて近い、國家もしくは王侯貴族によって経営された「公田」〔桜井 1987B: 77〕と述べたすぐ2ページあとで、私的占有の田として、民田・私田・田庄がある〔桜井 1987B: 79〕と述べている。『安南志原』2 岐堰の条にも

貴勢之家，欲私其地，皆隨便築堤，障去鹹水。而播種其中，于以貧民居，尽地利也。（強調点筆者）

とあるように、こうした田庄は王侯貴族の私田と考えるのが正しかろう。そもそも、國家と王侯貴族とを同一視する言い方に問題があるのだが、一面、無理からぬ点もある。すなわち、しばしば指摘されている様に、陳朝は非常に家産制的な國家であって<sup>9)</sup>、國家という公権力と宗室という私権力が明確に区別しがたいのである。したがって、より精密に言えば、当時の田庄経営は、陳朝國家公権力を背景に、私人たる宗室が推進したとするのが妥当であろう。また、Vinh 女史の述べる様に、國家主導による大規模堤防の建設と私的な防潮堤建設とは、目的が異なるため厳に区別して考えねばならない〔Vinh 1981: 128〕のは当然としても、同時に桜井氏が触れた様に、後者が前者の存在を前提として発展したこと〔桜井 1989: 295-296〕も見逃してはならないであろう。下部デルタは陳朝の基盤であり、この統一的事业が西沱濠原ほどではなくても、同地まで及んでいたことは間違いなからう。

では陳朝を篡奪した胡氏は、土地問題に対してどの様な政策をとったのであろう



地図 1 李朝末期の諸勢力と梁朝の 5 府及び潮汐作用 (Gourou 1936: 78) [坂井 1980B: 309] [橋本 1982: 98] より作成

か。『全書』8 光泰11年（=少帝建新元年〈1398〉）春3月15日—末の条には

令有田者供報田畝。行遣何德鄰密与家人言曰、「設此法以奪民田耳。」（胡）季章聞之，降戸部尚書。又令民標題姓名於田上，路府州県官公同驗度修簿，五年乃成，無供結者，取為公田。

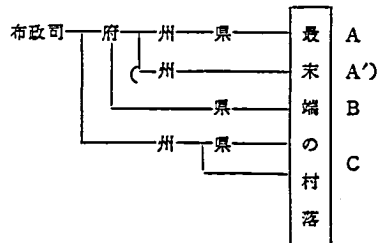
とある。各民田の面積を報告させ、更に姓名を書いた標識を立てさせ、報告しない者は田土を没収するという徹底ぶり、前引の限田令（この段階では既に胡氏が権力を握っていた）と合わせて考えると、多くの研究者（例えば〔Whitmore 1985: 37-50〕など）が指摘する様に、進行しつつある私田拡大に歯止めをかけようとしたこと（同時に陳朝宗室の経済的基盤を奪おうとしたこと）は間違いない。だが、そうした理想を実現するために胡氏がとった政策はあまりにも強圧的なものであった。前稿〔八尾 1989〕でも述べたが、その一策として、私田没収等によって生じた無田の者をチャンパとの国境にあたる升華地方（トゥアティエン省）へ強制移住させたのである。こうした民の漂散や田庄を所有していた陳朝宗室の没落等のために、ヴェトナム社会、特に下部デルタ地方では未曾有の変動があったことが容易に想像される。そしてその真直中に、民の支持を失った胡氏の軍を駆逐して明が侵略を開始し、より組織的な政治体制をしくことになるのである。

## II 属明期の府州県

当然のことながら、ヴェトナム史上において、侵略者である明の統治期（属明期）の評価は消極的なものにならざるをえない。ヴェトナムの自律的發展を一時的にせよ断ち切ったことは十分非とするべきである。ただ、前代のヴェトナムのあらゆるものを破壊しつくしたと考えるのは正当ではない。行政区画については名称や単位を改めてはいるが、ほぼ胡氏のそれを引き継いでいるのである。本章では下部デルタ地方に対する明の支配を、その設置した府州県をもとに考えてみたい。

明初の行政区画の構成は時代により変化もあって複雑であるが、辺境の少数民族地帯や一部の特例地区を除くと、概ね以下の様な統属関係にある。

Aが最も原則的な形態であるが、13ある布政司及び南北直隸にほとんど共通していることは、府の中心地帯には府属の州は置かれず、県が州をとばして府に直属するBタイプの形態をとっていることである（以

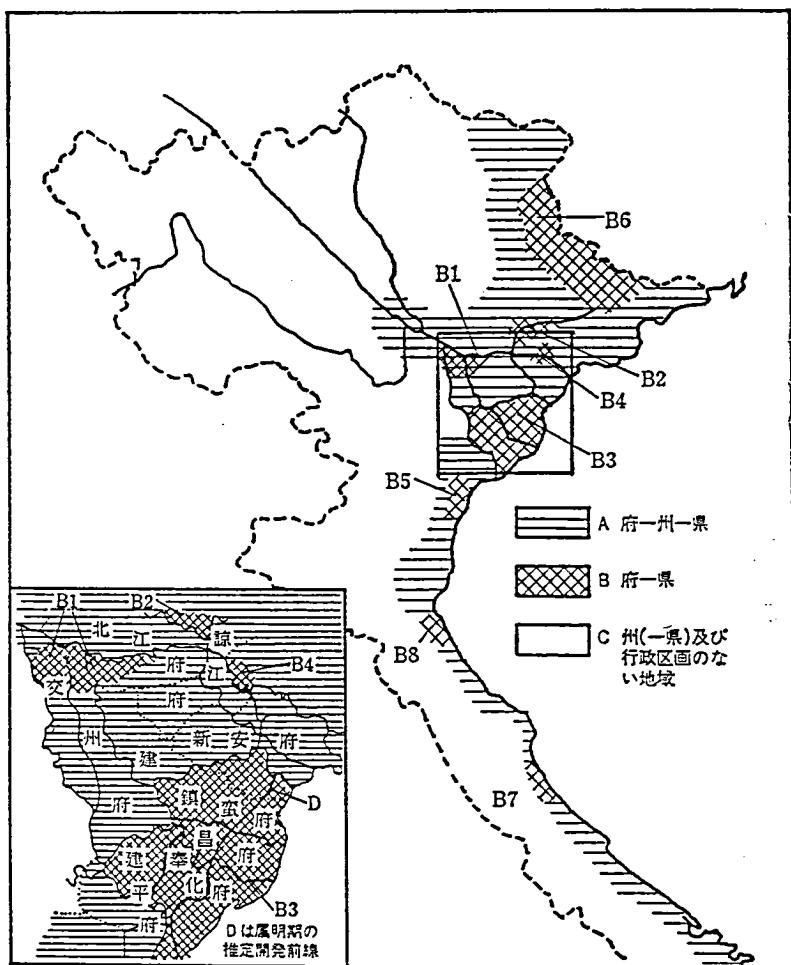


下、この県を直轄県と呼ぶ)。一般的に言って、支配が密になるにつれ、その行政区画は細分化するものである。そこで布政司一府一州一県という4段階制をとることが困難になり、州が省略されることになったのであろう。よってBタイプの地域が重点支配地域と考えることができる。次にCタイプの州は府に準ずるもので、府を置くほど重要ではないところや面積の小さいところに設置されるものである。『明史』地理志ではこのタイプの州を(布政司)直隸の州と呼んでいる。

属明期のヴェトナムの場合も、上記の中国本土の例に従って、東関城ハノイに交趾布政司が置かれ、永楽5年6月に15府41州210県が設置された<sup>10)</sup>。更に最末端の村落には、『全書』10明永楽17年(1419)春2月一夏4月の条によると、110戸を以て1里とし、里長1人・甲首10人が毎年応役するという中国本土同様の里甲制が採用された。

属明期の府州県の位置や沿革に関しては山本達郎氏の詳細な研究〔山本 1950: 493-584〕があるが、以下がその大まかな統属関係である。

〈府〉			鎮蛮府	直轄県 4	B3
交州府	直轄県 2	B1		府属の州 0	
	府属の州 5	州属の県 21 A	諒山府	直轄県 7	B6
北江府	直轄県 2	B1		府属の州 7	州属の県 9 A
	府属の州 3	州属の県 11 A	新平府	直轄県 3	B7
諒江府	直轄県 5	B2		府属の州 2	州属の県 6 A
	府属の州 3	州属の県 10 A	濱州府	直轄県 0	
三江府	直轄県 0			府属の州 1	州属の県 4 A
	府属の州 3	州属の県 9 A	乂安府	直轄県 8	B8
建平府	直轄県 5	B3		府属の州 2	州属の県 8 A
	府属の州 1	州属の県 4 A	順化府	直轄県 0	
新安府	直轄県 1	B4		府属の州 2	州属の県 10 A
	直轄県 4	B3			
	府属の州 3	州属の県 16 A	〈直隸州〉		
建昌府	直轄県 4	B3	太原州	州属の県 11	C
	府属の州 1	州属の県 5 A	宣化州	州属の県 9	C
奉化府	直轄県 4	B3	嘉興州	州属の県 3	C
	府属の州 0		歸化州	州属の県 4	C
清化府	直轄県 7	B5	広威州	州属の県 2	C
	府属の州 3	州属の県 12 A			



地図2 属明期初期の府州県

これを山本氏が作成した属明期の地図〔山本 1975: 付地図〕におおしてみると、非常に興味深い事実が浮かび上がってくる(地図2参照)。

ヴェトナムの場合、Cタイプの直隸州は山岳地帯に配置され、「安南人・支那人以外の民族が多い」地域であったことは既に山本氏が指摘している〔山本 1950: 578〕。問題なのはBの分布である。

地図2の中のB1は明のヴェトナム支配の核心たる東関県(ハノイ)及び慈廉県、



そして紅河を挟んだ対岸の嘉林・超類2県である。B2は諒江府の直轄5県、B6は諒山府の直轄7県である。この1—2—6のルートは、ちょうど中国の広西地方より陸路ハノイに至る最短ルートである。このBの分布は中国側がそのルートを重視していたことを如実に示している。

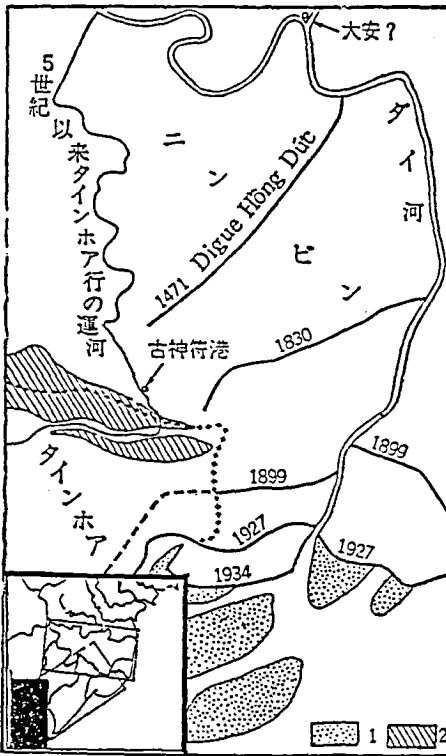
B4は新安府の直轄県の1つ峽山県である（新安府の場合、直轄県の分布が2カ所にみられた〔山本 1950: 523-524〕）。ここは水路広東方面より白藤江—天徳江を経てハノイに至る中継点となっている。陸路と共に水路も重視されていたことは、それ以降の時代に比しても異常に多くの県が新安府の海岸線（ハイニン・クアンイエン省）に沿って設置されていること<sup>11)</sup>、ヴェトナムの貿易港として有名な雲屯（雲海島）が中継地として相変わらず重視されていること〔山本 1939: 1-10〕などからも窺い知ることが出来る。

B5は清化、B7は新平（クアンビン省）B8は乂安のそれぞれ平野部中心地に当たる。ではB3は何か。

今まで論じてきた下部デルタ地方がまさしくB3に相当する（構成は、東北から新安府直轄4県、鎮蛮府直轄4県、建昌府直轄4県、奉化府直轄4県、建平府直轄5県）。Iで述べた開発の状況や明の侵略という大変動を考えた場合、同地の土地所有関係等はとりわけ混乱を極め、過去の状況を清算して上からの支配が最も有効に働く状態にあったと考えられる。B3の分布は明のそうした意向を反映したものであろう。無論、奉化府や鎮蛮府の様に、1府が全て県で占められていることをもとに、これは単に府が小さい為であるという反論も当然おころうが、それでは何故この様な小さな府をそのまま存続させたのか、統合して州にしてAの様にしても良かったのでは、と再反論出来る。明の府は陳・胡朝期の府をほぼそのまま引き継いだものなのである。

では、Bの分布状況以外に、明がこの地方で強権を発動したという具体的な証拠はあるのだろうか。

B3の分布からはややみでてしまうが、鎮蛮府・建昌府・奉化府・建平府、それに後に置かれた寧化州がほぼ仏領期のタイビン・ナムディン・ニンビン・フンイエン4省に相当する。一方、『安南志原』2 貢賦の条には各府の田地の面積が記録されている。ただし、この面積というのはあくまで明の支配が最も安定していた永楽15年（1417）段階で明が掌握出来たものをいうのであって、決して実面積ではない。4省の面積は約5500km<sup>2</sup>であり<sup>12)</sup>、『安南志原』によれば4府1州の田地は3151頃92畝7分5厘であるから<sup>13)</sup>、同地では1km<sup>2</sup>当たり約57畝の掌握田があったことになる。同様の計算をした場合、桜井氏が論じられた紅河西氾濫原は1km<sup>2</sup>当たり約92畝の田地



地図3 ニンビン地区の陸地の進出

([Gourou 1936: 38] より作成)

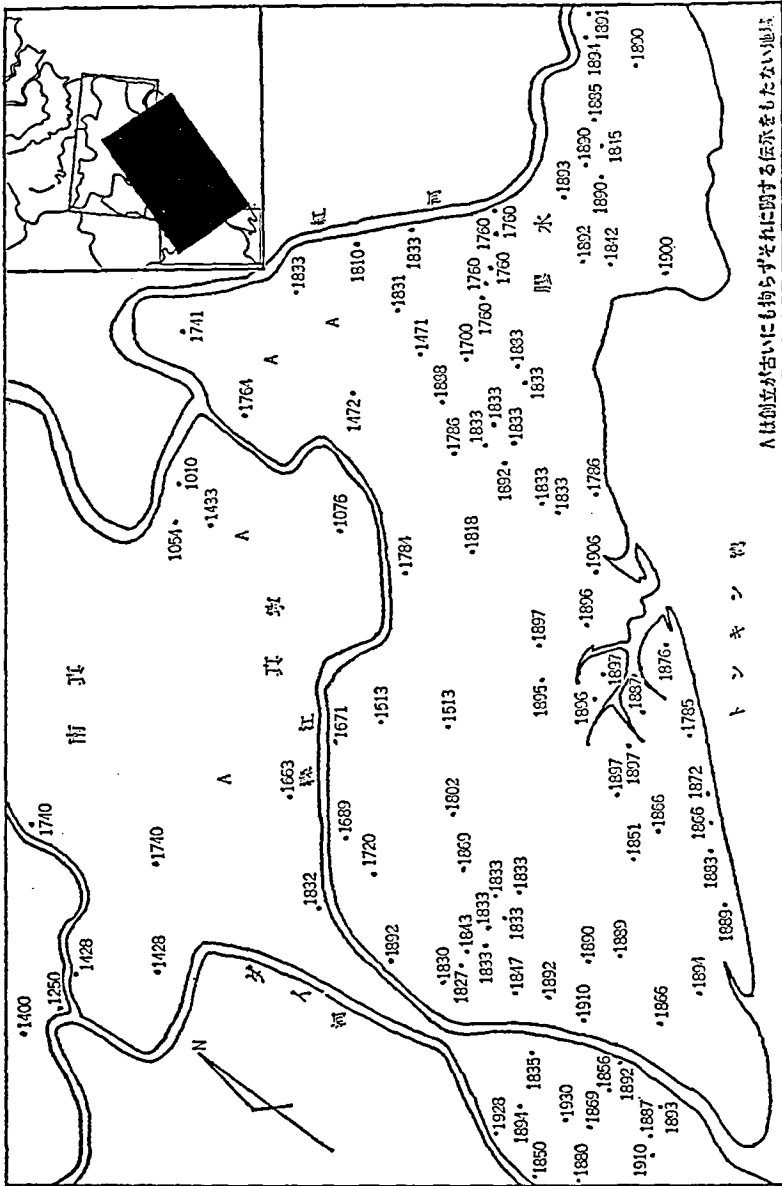
- 1: 高潮時にも露出し最高潮時のみ隠れる海州
- 2: 石灰岩山塊

が掌握されていたことになる<sup>14)</sup>。この数値をどう解釈すべきか。西氾濫原が高度に開発されていたと理解するべきではあるが、下部デルタの場合、沿海部には未だ手がつけられていなかったことに留意せねばならない。当時の開拓の最前線はどのあたりまで進んでいたのだろうか。

まザニンビン省の場合、[菊池 1966: 79-81] も引く Gourou 氏の図(地図3)が有名で、氏によればトンキン平野の海岸部では南部にいくほど開発の速度は速かった([Gourou 1936: 35-42]。つまり逆に言えば開発開始は遅かったわけである。文献でおさえてゆくと、『大南一統志』(以下『一統志』) 35 寧平省 堤堰の条には

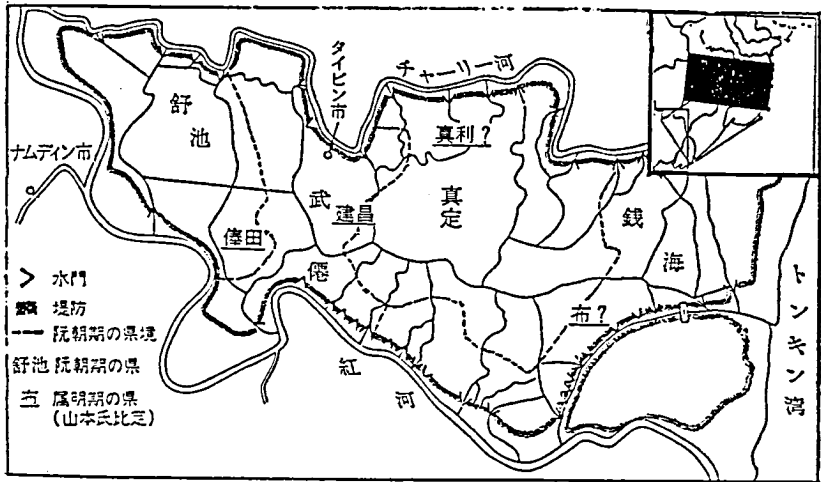
鴻徳(=洪徳)旧堤、在安諷県。黎洪徳築。北岸至乾隆門、南岸築石堤。自安諷  
魂池等社至安慶県蓬海江南岸、以禦鹹水。号曰洪徳堤。今存。

とあり、聖宗の洪徳年間(1470-97)に造られた堤というのが Gourou 氏のいう digue Hong Đức に相当する。従って属明期にはそれより北側に開発の最前線はあったこと



Aは創立が古いにも拘らずそれに関する伝承をもたない地区

地図4 ナムディン省海岸部における村落の創設年代 ((Gourou 1936: 118) より作成)



地図5 タイビン省南部の輪中 ((Gourou 1936: 100) より作成)

になる。

次にナムティン省南部についてはよるべき史料もほとんどなく、『一統志』36 南定省 人物の条によると、陳朝期のヴェトナム史上最初の進士である陶師錫が南真泉（属明朝西真泉）出身であったことが知れるのみである。そこでGourou氏による、伝承をもとにして各村落の創設年代の分布を示したのが地図4である〔Gourou 1936: 118〕。これによると、襟江以南は少なくとも18世紀以降の開発にかかるものとするこ  
とが出来よう<sup>15)</sup>。

次にタイビン省南部であるが、この大輪中についてもGourou氏の有名な解説があり〔Gourou 1936: 99-102〕、古代銼田の潮水灌漑システムを説く際、よく引用された（例えば〔後藤 1975: 61〕）が、それは桜井氏によって否定された〔桜井 1979: 6-10〕。文献の面からは『一統志』36 南定省 建置沿革 建昌府の条には武儂（＝武仙）県は「黎鴻徳置」とあり、また錢海県は「本真定県・膠水県沿海間地。明命十年始置」とあり、現タイビン市以東にあった阮朝の武儂県は黎朝の洪徳年間に、錢海県は阮朝の明命10年（1829）に始めて設置され、属明朝には未だ開発されていなかったと考えられる（地図5）。

タイビン省北部は南部の様に沿岸砂丘列地帯ではなく、新デルタ地帯に属し〔桜井 1987A: 241〕、下部デルタの中では開発が進んでいた方であることはほぼ確実である。ただ、開発の前線がどこであったかは史料ではおさえられない。

極めて大雑把ではあるが、以上の開発前線をつなぎ合わせてゆくと、地図2の線Dの様になる。山本氏による位置比定によると、建平府の大湾県、奉化府の膠水県、建昌府の布県と真利県、新安府の西関県がこの線Dの海岸側に位置することになる。これをどう理解するべきか。

西関県・布県・真利県の具体的な位置に関しては山本氏も断定しているわけではない〔山本 1950: 524, 530〕ので問題はなかろう。大湾県と膠水県であるが、前者はダイ河の、後者は紅河の河畔に設置されていたので或いは農業開拓地というよりは、むしろ当時河口の港としての機能を有したのではなかろうか<sup>16)</sup>。そうすると矛盾はなくなることになろう。

以上のことから属明期の下部デルタは線D以北しか開発されていなかったことになり、1km<sup>2</sup>当りの田土面積はそれだけ広がった（細かい数字はもちろん出せないが、57畝の倍ちかくなるのではないか）、つまり上からの掌握度はそれだけ強かったことになろう。ただ、明の支配は長続きせず、ハノイの周辺を除くはほぼヴェトナム全土で広範な反乱が連続して起こった。下部デルタでも、同地が陳氏の蒸釜であったという土地柄、親陳反明的な勢力が続出したことは前稿〔八尾 1989: 54-55〕でも述べた通りである。そして、明の支配の後退は、山本氏が指摘する様に府州県の統合・改廃となってあらわれ<sup>17)</sup>、結局最後に残った府州県は府15、州46、県79のみであった〔山本 1950: 571-580〕。そして南方の清化から挙兵した黎利に政権を奪われることになるのである。

### Ⅲ 初期黎朝政権と紅河下部デルタ

清化の土豪黎利（太祖）による黎朝の創立から第5代聖宗に至るまでの政治過程については先行研究〔Whitmore 1968〕〔佐世 1985A〕がある上に、筆者も若干の考察を試みた〔八尾 1988〕。しかし、テーマを中央の政治状況に置いたため、政権と地方との関係についてはほとんど言及し得なかった。この時期中央政権は地方に対し、どのような政策をとったのであろうか。

真っ先にあげられるのは均田例の制定である。聖宗の実施した洪徳均田例に関してはヴェトナム本国に膨大な研究蓄積がある（例えば〔Phan Huy Lê 1960〕など）し、最近では桜井氏の研究〔桜井 1987B〕もあるが、太祖の順天均田例にはまともな史料がなく、桜井氏が、同例は洪徳均田例と同様に、田土の国有化を進め、流民を強制定着させることにあったと指摘する〔桜井 1987B: 80-86〕にとどまっている。

言うまでもなく、建国後間もない黎朝にとって急務であったのは、陳・胡氏の滅亡、明の侵略・撤退という大混乱によって荒蕪した国土の回復にあった。黎朝は上記均田例を実施するため、税制改革、田簿・戸籍の作成、社制の整備等の命を矢継ぎ早にうちだしている。では問題の下部デルタの当時の状況はどうだったのか。

残念ながら、黎朝政権がこの地方に特別な思い入れをしていたと窺わせる史料は皆無に近い。ただ、『全書』順天3年(1430)12月19日の条に

旨揮各府路州県社官、係本社有田土多人民少而留荒者、聽本管等官与別社無田者耕種。若本社田主不得執占留荒、違者以強占罪論。

とある様に、本来閉鎖的とされる社<sup>18)</sup>の枠を越えて給田を許すという状況を考えた場合、I・IIで見てきた様に、田土所有関係が大混乱をきたしていた下部デルタは、こうした条件を最もよく満たしていた地方であったと言える。そして、時代が下って聖宗期になると、「はじめに」で引用した史料の様に、同地方を重要視する表現がポツポツとはあるがでてくる。

まず瀕海部の開拓について、『全書』12 光順8年(1467)12月9日—20日の条には

命監察丁仁甫・韶惟精分行海東・西・南三道、勘瀕海堤岸、令本処承司培築。

とある。海東・西・南三道はそれぞれ東道・海西道・南道のことと思われるが、これによると安邦(東道の東端、ハイニン省)から下部デルタ沿海部(南道)を経て順化(海西道の南端、トゥアティエン省)に至る、当時の黎朝ヴェトナムの全海岸線にわたって堤堰培築の為の予備調査が二人の監察御史に命令されたことになる。しかし、その4年後の洪徳2年(1471)には、そのうちの山南承宣(もとの南道)に対して特に以下の様な勅諭が出されている。

勅諭山南承宣府県等官曰、「爾輩任隆方面、責任親民、不能体朝廷惠養之仁、乃徒为寝横簿書之末。今爾使司府県等宜速行管内山沢海岸等地、可為田堤堰溝渠、勢可築決、及有虎狼为害、豪横教唆、風俗澆漓、生民疾苦、凡便之当興、害之当去。百日之内、體統奏養、怠慢過期、差錦衣衛士体訪得便猶可興・害猶可除、而爾奏不及、府県罷職、充広南軍、承司官降職。』(『全書』12 同年11月の条)

山南地方の再建・開発<sup>19)</sup>に関して、有益なことは直ちにおこない、有害なことは直ちに取り除くことを期限付きで承宣司やその統属下の官吏に致命したものであるが、「はじめに」で引いた史料をあわせると、この地方がいかに重要視されたかが窺えよう。さらに、その中でも未開発地の多い下部デルタが目されていた証しの一つとして、山南承宣が以前は天長承宣と呼ばれていたことがあげられる。

黎朝の行政区画の変遷に関しては〔Arousseau 1920〕というすぐれた研究があるが、それによると、国初、全国は京師及び5道に分かれたれ、南道は莅仁・快州・新興・建昌・天長の5府からなっていた。それが光順7年(1466)には天長承宣に統合され、さらに同10年に山南承宣と改名された。各承宣の治所がどこにあったか残念ながら史料ではおさえられないのだが、他のデルタ3承宣の名称変更をも考慮した場合<sup>20)</sup>、山南と改称する前の天長に治所が置かれていた可能性が高い。「はじめに」の引用文の段階では既に山南承宣とあるべきなのに天長府承宣使とあるのもそれを裏付けている。山南承宣は下部デルタに治所が置かれていたわけであり、黎朝も明の下部デルタ対策を忠実に受け継いでいたと考えられるのである。

しかし、政権側が同地を重視する一方で、下部デルタ側はどの様に政権に関わっていったのであろうか。科挙を例にとりて考えてみよう。以下が聖宗期までの下部デルタ出身の合格者の数である(典拠は〔DDBK 1961〕及び〔DKL 1963〕)。

太宗		洪徳3年	1/27
大宝3年	1人/33人中	洪徳6年	4/43
仁宗		洪徳9年	5/62
大和6年	1/27	洪徳12年	3/40
大和11年	1/25	洪徳15年	4/44
延寧5年	0/4	洪徳18年	6/60
聖宗		洪徳21年	4/54
光順4年	4/44	洪徳24年	0/48
光順7年	2/27	洪徳27年	5/29
光順10年	1/22		

この数字を見ると、同地が政権に参画し得たのは黎朝が安定してきた聖宗期に入ってからであると言えよう。とすると、同地と同様に農業開発の遅れていた南策地方が、前稿〔八尾 1989〕で述べた様に、黎初から活発な活動をし得たのは何故かという疑問が当然おこってくる。

そこで見落としてはならないのは、南策地方が活動を示すのは決して黎朝期に入ってからのことではないということである。試みに『一統志』の各省の人物の条から陳朝期の人物を拾い上げると、南策出身者が8人であるのに対し、下部デルタ出身者は陳朝宗室を除くとタイビン・ナムディン・ニンビン3省合わせても3人のみである。

また10世紀の段階で南策地方に范氏という有力な勢力があったこと〔山本 1943: 32-34〕〔桜井 1980A: 628-631〕, 同勢力が李朝末期まで存在していたこと〔桜井 1980B: 291-292〕(地図1参照), 第2回抗元戦で最も活躍したのは興道王陳国峻に率いられた南策地方の宗室軍であったこと〔桃木 1982: 100-101〕, は既に指摘がある。つまり独立当初から陳朝期に至るまで, 南策地方の活動は顕著だったのである。よって陳朝期に南策・下部デルタ両地の農業開発が同様に進んだことを考えると, この差をもたらした原因として, 南策地方が中国との国境にあたり, 古くから商業ルートとして栄えてきたこと, そしてそれに付随して様々な文化的恩恵を受けてきたことをあげざるをえない。そして黎朝初期の段階ではその差がうめられてはいなかったと考えられる。

黎朝が下部デルタに大いに関心をよせる一方で下部デルタ側は政權に関与し得ないというアンバランスは, 農業面においては未開発地を多く残している, 社会面においては比較的新しい村落が多い, 文化面では中国や先進地帯であるデルタコアから離れているために遅れている, そういった未成熟な状況を反映したものだと考えられるのである。

### むすびにかえて

現在のところ筆者の関心は, 専ら黎朝初期の政治史にある。「はじめに」でふれた様に, 本稿もそうした関心の中から生まれたものである。ただ, トンキン・デルタ住民史を書くにあたって「この章は『トンキン・デルタの住民史を現在書くことの不可能について』とした方がよかったかもしれない」〔Gourou 1936: 111〕と嘆じたGourou氏の言葉通り, デルタ開発の問題は筆者にはいささか荷がかちすぎた気がする。反省をもこめて, 残された多くの課題の内, 二・三のことを指摘しておくたい。

第1点。本稿では開発史を扱いつつも具体的なデルタの地文にはほとんど言及出来なかった。高谷好一氏のデルタ区分〔桜井 1980A: 620〕によれば南策地方は新デルタ強感潮帯に属し, 下部デルタは海潮江南部の一部分が新デルタ強感潮帯である以外は海岸砂丘帯に属す。この地文の差異が, 開発の進展とどう関わり合うのか検討されなければならない。

第2点。これは第1点とも関わるのだが, 開発の程度も形態も異なるこれらの地域を黎朝はどのような原理を以て統合していったのであろうか。高度に画一化された聖宗期の行政制度を, 額面通りに受け取ってよいのかどうか, 検討が必要である。

第3点。ヴェトナム前近代史を今後も研究していく上で, 国家と村落, 或いは王族



と村落の関係が問われなければならない。Ⅲでは下部デルタの後進性を指摘することどめたが、陳朝王族の基盤であったにも拘らず、何故その後進性が続いたのかを更に究明するためには、上記の関係を考察することが不可欠であろう。また、本稿で扱ったデルタ開発の問題にしても、或いは均田例の実施、科挙の施行にしても、村落が果たした機能<sup>21)</sup>を解明する必要がある。ヴェトナムの場合、不幸にして残された史料は国家側のものばかりであり<sup>22)</sup>、絶えず村落の側から読み替えていくという作業が今後不可欠ではないかと考える。道なお遠し、である。

〔付記〕 本稿は1989年度文部省科学研究費（奨励研究A）による研究成果の一部である。

## 注

- 1) 胡季犛聖元元年（1400）の科挙（試太学生）合格者。阮薦も同時に合格している。
- 2) 『抑齋集』6 輿地志によると、黎初の人口は、山南が十四万卒、海陽が十一万卒、山西・京北が各十万卒、清華（化）が七万卒、乂安が五万卒、安邦・太原が各二万卒、宣〔光〕・興〔化〕が各一万八千卒、高平・諒山が各一万一千二百卒、升華が五百四十卒である。
- 3) 陳荊和氏の校合本（全3冊、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター刊、1984-1986年）を使用。なお、『全書』は繁月のはっきりしない場合が多い。従って甲月の条と乙月の条の間にある記事は「甲月一乙月」と示す。「末」とあるのは年末を意味する。
- 4) 本稿でいう「下部デルタ」とは、旧仏領期のタイビン・ナムディン2省及びニンビン省の南半を指す。なお現在のヴェトナムの行政区画は歴史叙述には不適合なので、以下では旧仏領期の行政区画を以ておおよその位置を示す。
- 5) 同期の行政区画については古くはMaspero氏の研究〔Maspero 1916〕があるが、〔桃木 1983: 57-67〕によると、『全書』には1240年代に路制が確立したことをうかがわせる記事が集中しており、13世紀末の黎則の『安南志略』の段階で、李代の「個別的な命名」の上に統一的な路制の網が「陳朝の基本体制に基いて」「一応」かぶせられた。そしてそれ以降も路制の整備は進み、胡氏の地方行政改革へと受け継がれていった。
- 6) 〔陳 1988: 244-250〕は、史料からは李・陳朝期の治水関係記事は李仁宗（1072-1127）及び陳太宗（1225-1258）期に集中しており、後者の場合、その治世の初めから殆ど2・3年おきに大水があり、その抜本的対策として紅河流域全般に亘る鼎耳堤の構築がなされたとする。
- 7) そもそも海潮江に関する記事が唐代の文献にはみあたらない〔Maspero 1910: 680〕。

- 8) 例外として、李朝の海濱行宮（ナムディン省）・布海口（現タイビン市）・応豊行宮（ナムディン省）などがある。桜井氏は布海口が沿岸砂丘列村落に属することから、この地では11世紀に至ってはじめて農業的な開拓が確認できる〔桜井 1980B: 310〕とする一方、応豊行宮が紅河・ダイ河の沿河微高地列が沿岸砂丘列に埋没していく過渡地点にあたることから、ここにいたって李朝の農学的適応による開拓に限界に達したとしている〔桜井 1980B: 306-307〕。
- 9) 陳朝宗室による重要官職の独占や、対外戦争における宗室私兵の活躍などのことについては〔桃木 1982〕〔藤原 1987〕などを参照。
- 10) ただし、山本氏も指摘する様に、この府州県の設置は当時明が実際に支配出来ていた範圍をそのまま示しているのではない〔山本 1975: 197〕。例えば、最南端の順化（化州）には、明に一度は帰順しながらも後には陳簡定を擁して反抗することになる鄧悉が半独立政權を維持していた。
- 11) 属明期、白藤江以東の新安府靖安州には8つの属県があったのに対し、黎朝聖宗期で3県3州（『洪徳版図』なお同期の州は県に比して支配力の劣る地域に置かれたもので、県の上級単位ではない）、阮朝嗣徳期で3県2州（『一統志』30 広安省）しか設置されていない。
- 12) [Gouvernement général de l'Indochine 1927: 32]によると、タイビン省が1600km<sup>2</sup>、ナムディン省が1500km<sup>2</sup>、ニンビン省が1500km<sup>2</sup>、フンイエン省が900km<sup>2</sup>である。
- 13) 『安南志原』2 貢賦の条によると、建昌府が442頃42畝3分5厘、鎮安府が533頃51畝6分、奉化府が901頃66畝7分、建平府が1198頃32畝、寧化府が76頃1分である。
- 14) [Gouvernement général de l'Indochine 1927: 32]によると、ハドン省が1700km<sup>2</sup>、ハナム省が1200km<sup>2</sup>、フックイエン省が700km<sup>2</sup>であり、『安南志原』2 貢賦の条によると、交州府が3316頃27畝6分6厘であった。
- 15) 『一統志』36 南定省 建置沿革 天長府の条によると、真寧県は明命14年（1833）に南真県から分離したものであり、同期に至ってようやくここまで開発が進んだと考えられる。
- 16) 大湾県はもとは大安県といい、古くから南方へ向かう際の港として有名な大安海口がある。この大安海口の位置比定に関する議論については〔桜井 1980B: 283-286〕を参照。一方の膠水県に関しては、『一統志』36 南定省 津梁の条に、「巴濠津<割注：亦在膠水県>」とあり、同県にある巴濠（バーラット）海口が少なくとも阮朝期には津の役割を果たしていたことが知れる。
- 17) 時代が下るにつれ、「〇〇県を廃して本州に入る」という、A'タイプの統治体制が多くとられるようになる。これは、州から支配を及ぼすというたてまえをとりながら、実際は支配を及ぼすのが困難になったことを示していると考えられる。
- 18) 近現代ヴェトナムの村落の自律性・閉鎖性の強さに関しては今更議論するまでもないが、〔佐世 1985B: 6-7〕は、『國朝刑律』3 戸婚章の異郷人に対する

処置を規定した293・301条（東京大学文学部東洋史研究室蔵『黎明刑律』だと292・300条）をもとに、15世紀の村落も排他性・閉鎖性を濃厚にもっていたことを指摘している。

- 19) 例えばⅡでも述べた様に、聖宗期にタイビン省南部では海岸部に武仙（僊）県が新設された。
- 20) 山南の旧名天長、海陽の旧名南策、山西の旧名國威は、新名に変更の後もその承宣内に属府の1つとして名を残している（京北の旧名北江はそのままで残っていないが、北河府が存在する）。山南をとってみた場合、紅河西沱盪原と下部デルタが1行政区画にまとめられるのに際し、それに相応しい名称として、はじめ用いられた天長（これだと下部デルタのみを指すと誤解される可能性あり）に代わって山南が用いられることになったのであろう。なお『越燭書』1 山川の条には山南承政司の治所として交州府とあるが、この記載は第一に13道承政司の設置者を黎刹としていること、第二に同承宣の領府を11としていること（実際は8）、第三に承宣設置の段階では既に交州府は存在しないことから信頼するに値しないと考える。また『一統志』37 興安省 古蹟の条には「憲南改營（以下注）在金洞泉（快州の属県）仁育社，故黎山南鎮位」とあるが、黎明の行政区画は交遷があり、初期の治所がここにあったとは断定できない。特に黎明後期では山南は南北（山南下・山南上）に分かれており、北の方の治所がこれにあたる可能性がある。
- 21) ここでは巖能と書いたが、国家側にすればネガティブな要素があったことも見落としてはならない。その1つとして〔桜井 1987B: 95-96〕が指摘するのが、黎明初期における田庄（史料に「豪横」などと記されている者による大土地占有）の存在である。
- Ⅱでは社会の大変動が権力側に有利に働いたと述べたが、同時にそれはこうした大土地占有がはびこるチャンスともなった。こうした「豪横」の存在は黎明創設の頃から見られ、聖宗期に至っても撲滅することは出来なかった。そしてこれが黎明後期にどういった勢力となっていたのかについてはほとんど研究がない。これも残された課題の1つである。
- 22) 1つここで有効な史料となり得るのが『黎明刑律』である。同刑律は慣習法的性格が強く、〔佐世 1985B〕が指摘した村落に関する条文を逐一検討していく必要がある。

#### 参考文献

- Arousseau, L., 1920, "Bibliographie: Charles B. Mayban, *Histoire moderne du pays d'Annam (1592-1820)*", *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient (BEFEO)* XX.
- 陳荊和, 1988, 「「鼎耳」小考」『創大アジア研究』9.
- ĐDBK Cao Viên Trai (biên soạn), Võ Oanh (dịch), 1961, *Lê Triều Lịch-Khoa Tiên-Sĩ Đệ Danh Bi Ký* (黎明歴科進士題名碑記), quyển chi nhất, Sài Gòn.

- DKB Nguyễn Hoàn, Uông Sĩ Lăng, Phan Trọng Phiên, Võ Miên (biên soạn),  
Ta Thúc Khải( dịch), 1963, *Đại-Việt Lịch-Triều Đãng Khoa Lục* (大越歴朝  
登科録), quyền nhất, Sài Gòn.
- 藤原利一郎, 1987, 「ベトナム李・陳朝官制改——宰相制度について——」『史窓』44.
- 後藤均平, 1975, 『ベトナム救国抗争史——ベトナム・中国・日本——』新人物往来  
社.
- Gourou, Pierre., 1936, *Les paysans du delta tonkinois—étude de géographie  
humaine—*, Paris.
- Gouvernement général de l'Indochine, 1927, *Annuaire statistique de l'Indochine*,  
1er volume, Recueil de statistiques relatives aux années 1913 à 1922, Hanoi.
- 日隈真澄, 1983, 「「アジア的生産様式論」研究について——ベトナムに於ける研究と  
日本での研究文献の紹介——」昭和57年度文部省特定研究経費『日本の国際化と地  
域研究の役割』東京外国語大学海外事情研究所.
- 菊池一雅, 1966, 『ベトナムの農民』古今書院.
- Le Kim Ngàn, 1981, “Một giả thiết về kết cấu kinh tế của xã hội Việt Nam  
từ thế kỷ X đến thế kỷ XV, Nguồn gốc phát sinh và sự tiến triển của  
nó”, trong[VSH 1981].
- Maspero, H., 1910, “Le Protectorat général d’Annam sous les T’ang, Essai de  
géographie historique”, *BEFEO* X.
- \_\_\_\_\_, 1916, “Études d’histoire d’Annam II, La géographie politique de l’empire  
d’Annam sous les Lí, les Trần et les Hồ(X\*-XV\* siècles)”, *BEFEO* XI.
- 桃木至朗, 1982, 「陳朝期ヴェトナムの政治体制に関する基礎的研究」『東洋史研究』  
41-1.
- \_\_\_\_\_, 1983, 「陳朝期ヴェトナムの路制に関する基礎的研究」『史林』66-5.
- Phan Huy Lê, 1960, *Lịch sử chế độ phong kiến Việt-Nam*, tập II, Hà Nội.
- 桜井由男雄, 1979, 「雑田問題の整理——古代紅河デルタ開拓試論——」『東南アジア  
研究』17-1.
- \_\_\_\_\_, 1980A, 「10世紀紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』17-4.
- \_\_\_\_\_, 1980B, 「李朝期(1010-1225)紅河デルタ開拓試論——デルタ開拓における農  
学的適応の終末——」『東南アジア研究』18-2.
- \_\_\_\_\_, 1987A, 「ベトナム紅河デルタの開拓史」渡部忠世責任編集『稲のアジア史』2  
小学館.
- \_\_\_\_\_, 1987B, 『ベトナム村落の形成——村落共有田=コンディエン制の史的展開——』  
創文社.
- \_\_\_\_\_, 1989, 「陳朝期紅河デルタ開拓試論1——西沱滙原の開拓——」『東南アジア研  
究』27-3.
- 佐世俊久, 1985A, 「ヴェトナム黎朝國家の確立過程に関する一考察」『史学研究』  
167.
- \_\_\_\_\_, 1985B, 「ヴェトナム黎朝刑律にみえる社官について」『広島大学東洋史研究室

報告』7.

- Trần Thị Vinh, 1981, "Công tác trị thủy và thủy lợi thời Lý-Trần", trong [VSH 1981].
- Trương Hữu Quỳnh, 1981A "Chế độ sở hữu nhà nước về ruộng đất ở thời Lý-Trần", trong [VSH 1981]
- \_\_\_, 1981B, "Quá trình nảy sinh và xác lập của chế độ phong kiến ở Việt Nam", *Nghiên Cứu Lịch Sử* 199.
- \_\_\_, 1982, *Chế độ ruộng đất ở Việt Nam Thế kỷ XI-XVIII*, tập I, Thế kỷ XI-XV. Hà Nội.
- VSH(Viện Sử học, Ủy ban Khoa học Xã hội Việt Nam), 1981, *Tim hiểu xã hội Việt Nam thời Lý-Trần*, Hà Nội.
- Vũ Huy Phúc, 1981, "Thử phân loại và xác định hình thái sở hữu ruộng đất thế kỷ X-XV" trong[VSH 1981].
- Whitmore, J.K., 1968, *The Development of Le Government in Fifteenth Century Vietnam*, Cornell University Ph. D. Dissertation.
- \_\_\_, 1985, *Vietnam, Hồ Quý Ly, and the Ming(1371-1421)*, Yale Southeast Asian Studies, New Haven.
- 山本達郎, 1939, 「安南の貿易港雲屯」『東方学報・東京』9.
- \_\_\_, 1943, 「安南が独立国を形成したる過程の研究」『東洋文化研究所紀要』1.
- \_\_\_, 1950, 『安南史研究 I ——元明兩朝の安南征略——』山川出版社.
- \_\_\_, 1975, 『ベトナム中國關係史——曲氏の抬頭から清仏戦争まで——』(編)山川出版社.
- 八尾隆生, 1988, 「ヴェトナム黎明初期の清化集団について」『東洋史研究』46-4.
- \_\_\_, 1989, 「ヴェトナム黎明初期の南策勢力」『史林』72-1.

## The Lower Delta of the Hồng Hà in the Early Years of the Lê Dynasty in Vietnam

Takao YAO

The annals of Vietnam record that in the Trần period there were two types of land exploitation, one was the construction of the banks named "Đĩnh Nhĩ", and the other was the exploitation of the manors accompanied with the breakwaters. It is almost agreed to that the former was a large project on the

planning of the government and the latter was a small and individual project on the initiative of the Trần royal family.

Dr. Yumio SAKURAI, who has published a series of studies on the Hồng Hà delta, in the latest paper inquired into the exploitation of the western floodplain of the Hồng Hà in the Trần period and concluded that the exploitation of this area was belonged to the former type, and suggested that that of the Nam Sách area and the lower delta belonged to the latter type. In this paper I examine the lower delta of the Hồng Hà.

Originally the lower delta was a basic area of the Trần dynasty, and the Trần royal family had much influence in this area in spite that the capital was Hà Nội. It is probable that with a public authority of the government for the background the royal family expanded their manors to the seaside that had not been exploited in the Lý period.

In the beginning of the 15th century the Trần dynasty was usurped by Hồ Quý Ly, and because of the downfall of the Trần royal family and the invasion of the Ming troops, this area suffered an unparalleled fluctuation and fell into the situation easily controlled from above.

This situation can be inferred by the administrative demarcation that the Ming government established. Generally the Ming government established four grades: *Bô Chính ty*, *phủ*, *châu* and *huyện*. But the lower delta was divided into several small prefectures(*phủ*), and districts(*châu*) were omitted. By doing so the Ming government tried to make her control denser in this area. And the high rate of grasp of the rice fields in this area also testifies the intention of the Ming.

After driving away the Ming troops from Vietnam, the Lê government had to restore the terrain that was in an impoverished condition because of the deadly strife and bloodshed. So the government worked out a series of policies such as the reform of the taxation system, the modification of the cadastre and the census register, and so on. It is a matter of course that the government made much of the lower delta because the relations of land ownerships were renewed and a lot of undeveloped land still existed. So it is not too much to say that the Lê government took over the policy of the Ming at the point.

But, according to the annals, it was later that representatives of the lower delta participated in the central government. Agriculturally there was a lot of undeveloped land, socially there were a lot of comparatively new villages, culturally there was a great delay because of the distance from the cultural core in this area. I conclude that this imbalance between the intention of the government and the reaction of this area indicates the immaturity of the lower delta of the Hồng Hà.

(連絡先 〒535 大阪市旭区森小路1-13-9 TEL 06-952-9511)